

# 審査基準

基準の名称	施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可	審査基準
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
社会福祉法	第67条第2項	施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可
基準の内容		
<ul style="list-style-type: none"><li>・当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。</li><li>・当該事業の営業者が社会的信望を有すること。</li><li>・実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</li><li>・当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</li><li>・脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。</li></ul>		